

# 空き家の除却を補助します！

住宅不良度判定により、補助の対象なった空き家を除却する方に、補助金を交付します。

## 事業の名称・事業の趣旨

### <老朽危険空き家除却事業費補助金> . . . . ①

・老朽化により倒壊等の危険性が高い空き家を除却し、地域の安全・安心の確保と生活環境の向上を目的としています。

・住宅不良度判定による評定が100点以上の空き家を除却する方に、補助要綱に基づき、補助金を交付します。

### <宅地創出空き家除却事業費補助金> . . . . ②

・移住・定住が見込める優良な宅地の創出を図ることを目的としています。

・住宅不良度判定による評定が50点以上100点未満の空き家を除却する方に、補助要綱に基づき、補助金を交付します。

## 補助対象者

補助対象となる空き家を所有する方又は相続する方。

※ 空き家とは、市内にある建築物のうち、主として居住の用に供される建築物及びその敷地内に存する物置、作業場、車庫等で、現に居住を目的とした使用がなされていないものです。（賃貸用若しくは法人所有又は新築後に居住の実態がないものを除きます。）

※ 所有する方とは、対象となる空き家の全部事項証明書に登記され、又は固定資産課税台帳に記載のある方です。

## 補助の対象となる要件

補助金の申請には、次に掲げる事項のいずれにも該当する必要があります。

- 住宅不良度判定による評定が50点以上の空き家を除却するもの。
- 令和7年2月末日までに、実績報告書を提出できるもの。
- 別表（補助対象要件表）の全てに該当する除却工事であるもの。

## 補助金の額

- ① 補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（上限80万円）
- ② 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（上限40万円）

※ 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

## 受付の期間

令和6年4月15日（月）から予算額に達するまで

## 問合せ先

天童市 建設部 都市計画課 都市再生係

023-654-1111（内線424・425）

## 住宅不良度測定申請に必要な書類

住宅不良度測定申請には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備考
<input type="checkbox"/> 事前測定申請書	様式第1号（第7条関係）
<input type="checkbox"/> 全部事項証明書の写し	未登記の場合は、固定資産課税台帳の写し

## 補助金の申請に必要な書類

補助金の交付申請には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備考
<input type="checkbox"/> 交付申請書	規則様式第1号
<input type="checkbox"/> 事前測定結果通知書の写し	通知から3か月以内のもの
<input type="checkbox"/> 事業計画書	様式第3号（第8条関係）老朽危険空き家除却の場合 様式第1号（第8条関係）宅地創出空き家除却の場合
<input type="checkbox"/> 見積書等の写し	補助対象経費（工事費等）が確認できるもの
<input type="checkbox"/> 現況の写真	事業実施前の現況写真
<input type="checkbox"/> 納税証明書	完納を示す直近のもので、納期未到来の表記のないもの
<input type="checkbox"/> 同意書	所有者が複数いる場合のみ 様式第4号（第8条関係）老朽危険空き家除却の場合 様式第2号（第8条関係）宅地創出空き家除却の場合
<input type="checkbox"/> 委任状	委任する場合のみ、申請者との関係を確認できるもの
<input type="checkbox"/> その他	補助金の審査に必要な書類

## 事業後に提出が必要な書類

除却工事が完了した後に、下記の書類が必要となります。

書類の提出期限は、事業完了後30日又は令和7年2月末日のいずれか早い日となります。

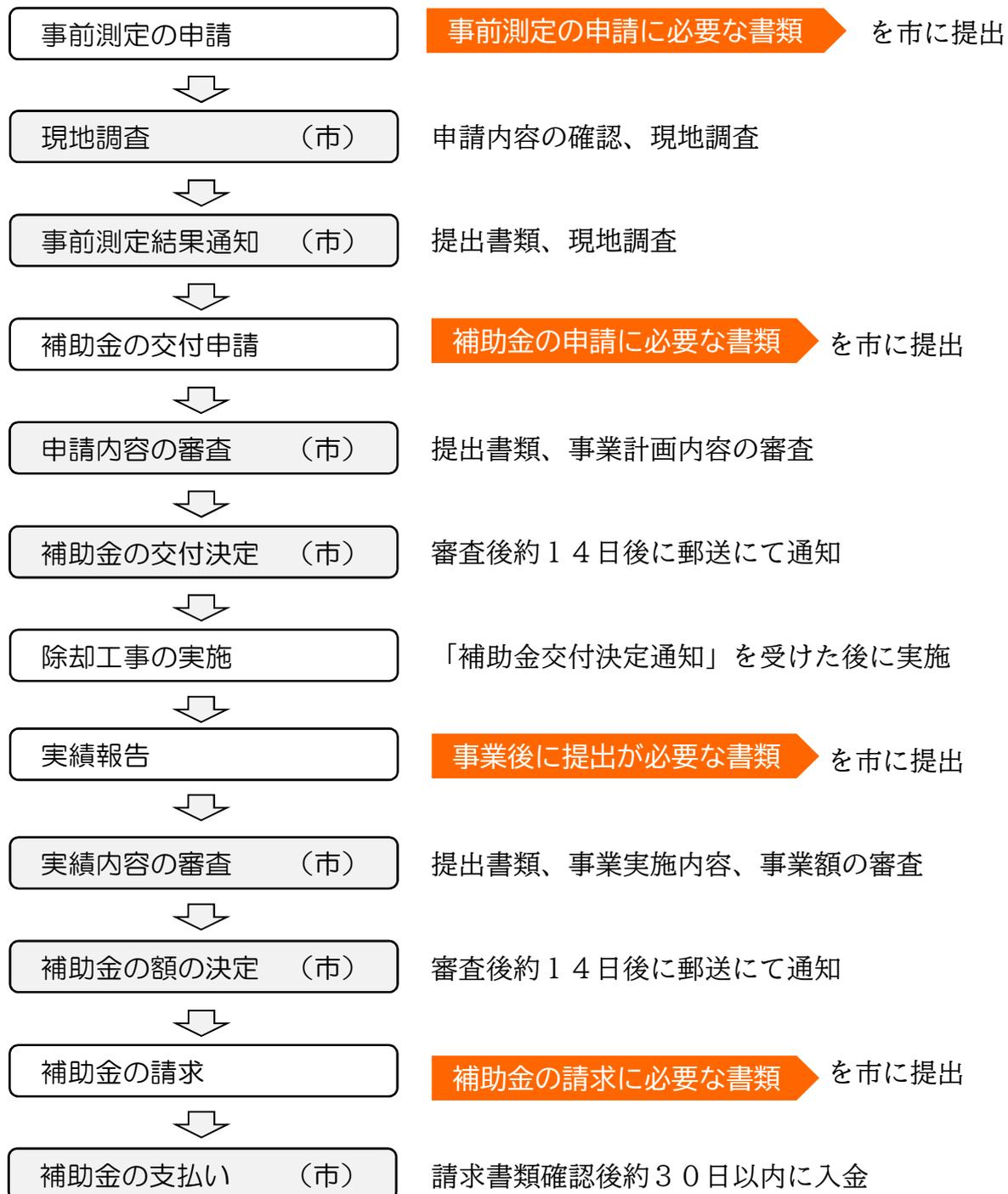
書類の種類	備考
<input type="checkbox"/> 実績報告書	規則様式第3号
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	工事請負契約書または請書の写し
<input type="checkbox"/> 売買契約書等の写し	宅地の売買契約書の写しまたは媒介の依頼を証する書類 宅地創出空き家除却の場合
<input type="checkbox"/> 請求書及び領収書の写し	補助対象経費の支払いの確認ができるもの
<input type="checkbox"/> 事業実施状況写真	事業実施中及び事業完了後の写真

## 補助金の請求に必要な書類

補助金の請求には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備 考
<input type="checkbox"/> 補助金請求書	規則様式第4号
<input type="checkbox"/> 通帳等の写し	カタカナで名前が記載してあるページの写し
<input type="checkbox"/> その他	補助金の支払いに必要な書類

## 手続きの流れ



## 補助対象要件表

補助金の申請には、次に掲げる事項のいずれにも該当する必要があります。

<input type="checkbox"/> 住宅不良度判定基準による評定の合計が50点以上の空き家を除却するもの。
<input type="checkbox"/> 木造、鉄骨造又は軽量鉄骨造の空き家を除却するもの。
<input type="checkbox"/> 申請する空き家の半分以上が居住するために利用されていたもの。
<input type="checkbox"/> 補助対象者が本市において市税を滞納していないこと。
<input type="checkbox"/> 所有者の全員及び所有権以外の権利者が、申請する空き家の除却に同意していること。
<input type="checkbox"/> 申請する空き家に所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利者から申請する空き家を除却することについて、同意が得られていること。
<input type="checkbox"/> 申請する空き家について、県内建設業者と請負契約を締結し、除却工事を行うもの。
<input type="checkbox"/> 関係法令に基づく必要な手続きを行うこと。
<input type="checkbox"/> 補助金の交付決定前に着手していないこと。
<input type="checkbox"/> 対象の空き家等の全部を除却すること。
<input type="checkbox"/> 補助対象者が居住する同一敷地内又は隣接した土地の空き家等の除却でないこと。
<input type="checkbox"/> 所有する方及び相続人の三親等以内の親族が建築物を建築するための除却でないこと。
<input type="checkbox"/> 令和7年2月末日までに、実績報告書を提出すること。

※ 県内建設業者とは、県内に会社の本店を有する建設業者という。

※ 除却工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた県内建設業者又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による解体工事業の登録を受けた県内建設業者と契約を締結するものであること。